㈣　契約の履行に当たり、契約義務違反のあった者
㈤　安全管理の措置が不適切であると認められる者
㈥　契約相手方として不適切であると認められる者
㈦　その他、日本郵便株式会社に損害を与えた者

イ　契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者。
ただし、制限行為能力者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。

ウ　破産法（平成16年法律第75号）に基づき破産手続開始の申立てをし、若しくはされた者、会社更生法（平成14年法律第154号）若しくは金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（平成８年法律第95号）に基づき更生手続開始の申立てをし、若しくはされた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをし、若しくはされた者。
ただし、更生手続又は再生手続の終結の決定がされた者を除く。

エ　自己若しくは自己の役員等又は自己の下請負人若しくはその役員等が次の各号のいずれかに該当する者。
㈠　暴力団、暴力団員等、暴力団員でなくなったときから５年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下「暴力団等」という。）であること。
㈡　暴力団等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
㈢　暴力団等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
㈣　自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団等を利用していると認められる関係を有すること。
㈤　暴力団等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
㈥　暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有すること。

②　申込書及び資料の提出期限の日から開札の時までの期間に、岩手県内において、日本郵政グループ各社により競争参加（指名）停止、国土交通省東北地方整備局又は岩手県から指名停止を受けていないこと。

③　上記１に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

⑵　単体参加者及び共同企業体の代表者に求める要件

①　建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の29に基づく総合評定値の通知（取引先資格確認申込書（以下「申込書」という。）及び取引先資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日から１年７か月前までの日を審査基準日とするもので、かつ最新のものであること。）が建築一式1,200点以上、電気の総合評定値が900点以上及び管の総合評定値が900点以上の全てについて通知を受けていること。

②　入札説明書に示す建物用途の建物で、2005年度以降に元請けとして完成した（申込書及び資料の提出期限日までに完成、引渡しが済んでいるものに限る。）、次の要件を満たす工事の施工実績を有する者。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）
・鉄骨造又は鉄骨鉄筋コンクリート造で、地上２階建て以上かつ延床面積が20,000㎡以上の建物の新築又は増築工事。ただし、増築工事にあっては増築部分の工事内容がそれぞれの要件を満足すること。

③　次の掲げる要件を満たす建設業法の建設工事業に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を専任で配置できること。
ア　１級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、一級建築士の免許を有する者又は国土交通大臣が１級建築施工管理技士と同等以上の能力を有するものと認定した者を言う。
イ　入札説明書に示す建物用途の建物で、2005年度以降に完成した、次に挙げる工事を６か月以上経験した者。なお、この経験した工事は会社の施工実績と異なってもよい。
・鉄骨造又は鉄骨鉄筋コンクリート造で、地上２階建て以上かつ延床面積が10,000㎡以上の建物の新築又は増築工事。ただし、増築工事にあっては増築部分の工事内容がそれぞれの要件を満足すること。
ウ　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者。
エ　主任技術者又は監理技術者にあっては、申込書及び資料の提出期限日において入札参加希望者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。なお、恒常的な雇用関係とは、申込書及び資料の提出期限日以前に３か月以上の雇用関係にあることをいう。

⑶　共同企業体の代表者以外の構成員に求める要件
以下の要件を全て満たすこと。
（工事種別が建築一式工事の場合）
①　建設業法第27条の29に基づく総合評定値が1,200点以上であること。
②　入札説明書に示す建物用途の建物で、2005年度以降に元請けとして完成した（申込書及び資料の提出期限日までに完成、引渡しが済んでいるものに限る。）、次の要件を満たす工事の施工実績を有する者。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）
・鉄骨造又は鉄骨鉄筋コンクリート造で、地上２階建て以上かつ延床面積が10,000㎡以上の建物の新築又は増築工事。ただし、増築工事にあっては増築部分の工事内容がそれぞれの要件を満足すること。
③　次の掲げる要件を満たす建設業法の建設工事業に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を専任で配置できること。
ア　１級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、一級建築士の免許を有する者又は国土交通大臣が１級建築施工管理技士と同等以上の能力を有するものと認定した者を言う。
イ　入札説明書に示す建物用途の建物で、2005年度以降に完成した、次に挙げる工事を６か月以上経験した者。なお、この経験した工事は会社の施工実績と異なってもよい。
・鉄骨造又は鉄骨鉄筋コンクリート造で、地上２階建て以上かつ延床面積が10,000㎡以上の建物の新築又は増築工事。ただし、増築工事にあっては増築部分の工事内容がそれぞれの要件を満足すること。
ウ　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者。
エ　主任技術者又は監理技術者にあっては、申込書及び資料の提出期限日において入札参加希望者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。なお、恒常的な雇用関係とは、申込書及び資料の提出期限日以前に３か月以上の雇用関係にあることをいう。
（工事種別が電気工事又は管工事の場合）
①　申請する種別の建設業法第27条の29に基づく総合評定値が1,100点以上であること。
②　入札説明書に示す建物用途の建物で、2005年度以降に元請けとして完成した（申込書及び資料の提出期限日までに完成、引渡しが済んでいるものに限る。）、次の要件を満たす工事の施工実績を有する者。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）
・延床面積が10,000㎡以上の建物の新築又は増築工事で申請した種別の工事であること。ただし、増築工事にあっては増築部分の工事内容がそれぞれの要件を満足すること。